

戦後日本通信法制史12章

平成30（2018）年6月22日

武 智 健 二

総務省情報通信政策研究所特別研究員

元総務省情報通信政策局長

通信政策の目的

- かつては、ユニバーサルサービスの問題 「あまねく公平」
- 今は、それだけでは足りない。 → 質的な需要の充足
- 誰でも 何時でも 何処でも 誰とでも 合理的な負担で通信ができること。
- 「誰とでも」 → 「何とでも」 : IoT
- 通信法制史を学ぶ理由 : 温故知新

研究・執筆の方針と手法

- 第1回国会から最近国会までに成立した全通信関係法律を対象とする。
ただし、郵便関係法、特別会計法及び条約に基づくものを除く。
附則や整備法等による形式的改正も対象外とする。
束ね法や一括法による実質的改正は、対象とする。
- 対象とした法律を時系列で並べて章を構成する。
ただし、章順と制定順は、前後することがある。
- 法律の規定に即して内容を理解する。
- 法案の提案理由説明により立法者の意思を探る。
- 法律の政策的意義を明らかにする。

戦後日本通信法制史 1 2 章 目次

- 第1章 二省分離
- 第2章 電波三法の制定
- 第3章 電電公社の設立と通信行政の再一元化
- 第4章 公衆電気通信法と有線電気通信法の制定
- 第5章 公衆通信独占の多面的展開
- 第6章 データ通信の法制化
- 第7章 電波行政の規制緩和
- 第8章 NTTの設立と電気通信事業法の制定
- 第9章 通信法制の広がり
- 第10章 電気通信事業法の変遷
- 第11章 放送法制の多元化と一元化
- 第12章 電波法の新たな内容

第1章 二省分離

二省分離とは、 逋信省 → 郵政省 と 電氣逋信省

電氣逋信省設置法（昭和23年12月15日法律第245号）

大臣官房 総務長官 長官官房 理事2人 3部門 10局 2部 2室 研究所
2外局：電波庁 4部 航空保安庁 2部

電氣逋信省設置法の一部を改正する法律（昭和24年3月31日法律第7号）

施行日 昭和24年4月1日から同年6月1日に延期

電氣逋信省設置法の一部を改正する法律（昭和24年5月31日法律第160号）

大臣官房 電氣逋信監 電氣逋信監室 3局 11部 1室 研究所
2外局：電波庁 3部 航空保安庁 1次長

第2章 電波三法の制定

電波法（昭和25年5月2日法律第131号）

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 無線局の免許（第四条—第二十七条）

無線局開設を免許制とする。

第三章 無線設備（第二十八条—第三十八条）

免許条件である技術基準その他無線設備の条件を定める。

第四章 無線従事者（第三十九条—第五十一条）

無線局を操作する無線従事資格について定める。

第五章 運用（第五十二条—第七十条）

無線局が順守すべき運用方法について定める。

第六章 監督（第七十一条—第八十二条）

無線局の検査、免許の取消し等の監督権限について定める。

第七章 聴聞及び訴訟（第八十三条—第九十九条）

電波監理委員会の聴聞及びその処分に対する訴訟について定める。

第八章 雑則（第百条—第百四条）

第九章 罰則（第百五条—第百十六条）

放送法（昭和25年5月2日法律第132号）

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 日本放送協会（第七条—第五十条）

第三章 一般放送事業者（第五十一条—第五十三条）

第四章 罰則（第五十四条—第五十九条）

電波監理委員会設置法（昭和25年5月2日法律第133号）

総理府の外局 電波庁が電波監理総局に移行

昭和25年6月1日施行

第3章 電電公社の設立と通信行政の再一元化

日本電信電話公社法（昭和27年7月31日法律第250号） 昭和27年8月1日施行

第一章 総則（第一条–第八条）

第二章 経営委員会（第九条–第十八条）

第三章 役員及び職員（第十九条–第三十六条）

第四章 財務及び会計（第三十七条–第七十四条）

第五章 監督（第七十五条・第七十六条）

第六章 罰則（第七十七条・第七十八条）

第七章 雑則（第七十九条–第八十六条）

日本電信電話公社法施行法（昭和27年7月31日法律第251号）

国際電信電話株式会社法（昭和27年8月7日法律第301号） 昭和27年9月10日施行

国際電信電話株式会社 昭和28年3月24日設立、同年4月1日業務開始

郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和27年7月31日法律第279号）

郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和27年7月31日法律第280号）

電気通信省の廃止・電波監理委員会の廃止 → 両者の行政を郵政省が承継

第4章 公衆電気通信法と有線電気通信法の制定

有線電気通信法（昭和28年7月31日法律第96号）

公衆電気通信法（昭和28年7月31日法律第97号）

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（昭和28年7月31日法律第98号）

昭和28年8月1日施行

- 有線電気通信法
- ① 有線電気通信に関する一般法
 - ② 公衆電気通信業務の独占を保障する機能
(無線通信については、電波法第4条第2項)

公衆電気通信法： 独占である公衆電気通信業務の提供条件を定めることが主たる内容

第一章 総則（第一条–第十二条）

第二章 電報（第十三条–第二十四条）

第三章 電話（第二十五条–第五十五条）

第四章 公衆電気通信設備の専用（第五十六条–第六十七条）

第五章 料金（第六十八条–第八十条）

第六章 土地の使用（第八十一条–第一百四条）

第七章 雑則（第一百五條–第一百九条）

第八章 罰則（第一百条–第一百六条）

第5章 公衆通信独占の多面的展開

1 公衆電気通信設備の建設推進

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和35年4月28日法律第64号）

（公布の日から施行 昭和48年3月31日→昭和58年3月31日廃止）

加入電話加入者等に対して電信電話債券の引受けの義務付け

（前身）

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律（昭和23年6月25日法律第57号）

（公布の日から施行 昭和24年4月1日までの限時法、同日失効）

通信事業特別会計法による公債の引受けの義務付け

電話設備費負担臨時措置法（昭和26年6月9日法律第225号）

（昭和26年7月1日～電信電話設備拡充法の施行日前日までの加入電話加入者に適用）

負担金の払込み及び電信電話債券の引受けの義務付け

6次にわたる電信電話拡充改良五カ年計画（昭和28年度～昭和57年度）

昭和53年(1978年)3月 積滞解消

昭和54年(1979年)3月 全国自動即時化

第5章 公衆通信独占の多面的展開

2 公衆電気通信業務の制度整備

公衆電気通信法の一部を改正する法律（昭和32年 5月 9日法律第98号）

自営端末機器の範囲拡大

公衆電気通信法の一部を改正する法律（昭和33年5月6日法律第137号）

加入電信 地域団体電話 試行役務 法定外契約約款

3 一元的運営の例外

有線放送電話に関する法律（昭和32年6月1日法律第152号）

許可制

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（昭和38年7月12日法律第140号）

有線放送電話接続通話

第6章 データ通信の法制化

公衆電気通信法の一部を改正する法律(昭和46年5月24日法律第66号)

「データ通信」の章の追加

データ通信回線使用契約

特定通信回線使用契約

公衆通信回線使用契約

データ通信設備使用契約

情報化への対応の第一歩

ハコ（コンピュータ）とヒモ（通信回線）論争： 通信は、ハコとヒモ全体 or ヒモの部分だけ

「データ通信」の法制化で決着はついたはず → V A N法案へ向かう争い

他人使用制限の緩和 → 回線開放問題

第7章 電波行政の規制緩和

1 特定無線設備の技術基準適合証明

電波法の一部を改正する法律（昭和56年5月23日法律第49号）

テイラーメイドからプレタポルテへ

電波法のオリジナルモデル：免許申請→技術基準適合を含む審査→予備免許→落成検査→免許→検査

技術基準適合証明の法律効果：電波法第15条の簡易な免許手続の適用

無線設備のモジュール化・パッケージ化 → 電波市場の創設

2 検査業務の簡素化

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律 （昭和60年12月24日法律第102号）第21条（電波法の一部改正）

検査業務主体の地方電波監理局 → 政策的業務へのマンパワーの振替え

第8章 NTTの設立と電気通信事業法の制定

日本電信電話株式会社法（昭和59年12月25日法律第85号）

電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
（昭和59年12月25日法律第87号）

日本電信電話公社 → 日本電信電話株式会社（昭和60年4月1日）

第1種電気通信事業 参入許可制、契約約款認可制

第2種電気通信事業 特別第2種電気通信事業 参入登録制、契約約款届出制

一般第2種電気通信事業 参入届出制、契約約款規制なし

公衆通信独占の廃止 有線電気通信法第10条その他関係規定の削除
電波法第4条第2項の削除

第9章 通信法制の広がり

Sunny side 諸振興法の制定

基盤技術研究円滑化法（昭和60年6月15日法律第65号）

多極分散型国土形成促進法（昭和63年6月14日法律第83号）

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年6月19日法律第35号）

電気通信基盤充実臨時措置法（平成3年4月2日法律第27号）

大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年12月24日法律第110号）

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年6月5日法律第76号）

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年5月26日法律第54号）

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成10年5月6日法律第53号）

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成13年6月8日法律第44号）

Dark side 個別規制法

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年11月30日法律第137号）

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年4月17日法律第26号）

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律
（平成17年4月15日法律第31号）

第10章 電気通信事業法の変遷

数次の規制緩和、指定電気通信設備による競争法的性格の導入

電気通信事業法の一部を改正する法律（平成7年5月8日法律第82号） 第一種電気通信事業者の料金を大幅に届出制化、標契約約款制度

電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年6月20日法律第97号）

許可基準から過剰設備防止条項を廃止、第一種電気通信事業者の指定電気通信設備の制度

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年5月8日法律第58号） 第二条

第一種電気通信事業者の料金を原則として届出制化

電気通信事業法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第79号） 指定電気通信設備に係る長期増分費用方式の導入

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年6月22日法律第62号） 第一条

第二種指定電気通信設備の制度 第一種指定電気通信設備設置事業者に関する禁止行為の制度 目的規定に「公正な競争を促進すること」の明記

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年7月24日法律第125号） 第一条

第一種／第二種電気通信事業の区分の廃止 料金及び契約約款についての事前規制の原則廃止

放送法等の一部を改正する法律（平成22年12月3日法律第65号） 第五条 第二種指定電気通信設備設置事業者にも接続会計の義務付け

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年6月1日法律第58号） 第一条

第一種指定電気通信設備事業者による反競争的行為の抑制

電気通信事業法の一部を改正する法律（平成26年6月11日法律第63号） 管理規程の強化 電気通信設備統括管理者 登録講習機関

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年5月22日法律第26号） 第一条 登録更新制 書面の交付 初期契約解除制度 禁止行為規制の緩和その他

第11章 放送法制の多元化と一元化

有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年4月5日法律第135号） 届出制

有線テレビジョン放送法（昭和47年7月1日法律第114号） 許可制 放送法の番組編集基準の準用

放送法及び電波法の一部を改正する法律（昭和63年5月6日法律第29号） 放送普及基本計画

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成元年6月28日法律第55号）

衛星放送の委託・受託放送制度 委託業務の認定制 ハードとソフトの分離

電気通信役務利用放送法（平成13年6月29日法律第85号） 登録制

放送法等の一部を改正する法律（平成22年12月3日法律第65号） 第2条

放送法制の一元化 ハードとソフトの分離／一致の併存

基幹放送（認定制／電波免許制）と一般放送（登録制／届出制）

第12章 電波法の新たな内容

1 電波行政の財源確保

電波法の一部を改正する法律（平成4年6月5日法律第74号）

電波利用料制度の創設 電波利用共益費用2項目

電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成17年11月2日法律第107号）第一条

電波利用料額に経済的価値を反映

電波法の一部を改正する法律（平成20年5月30日法律第50号）

電波利用共益費用の限定列挙化、現在12項目（本則のみ）

2 電波法の事業法化

電波法の一部を改正する法律（平成12年6月2日法律第109号）

特定基地局の開設計画の認定制度

3 免許制度の柔軟化

電波法の一部を改正する法律（平成9年5月9日法律第47号）

包括免許制度

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成16年5月19日法律第47号）第二条

無線局の登録制度

第13章

？

(現状と課題)

- 通信のプレーヤーは増えたが、端末回線の分野だけではないか？
- メタルネットワークは、いつまでもつのか？
- NGNは、どうなったのか？
- 放送法4条問題は、放送法制の過剰性がもたらした？
- ブロッキングの問題は、インターネット法制の必要性ではないか？
- 電波の値段は、John Lennonの遺品の値段と同じように決められるものか？

ご清聴ありがとうございました

略歴

昭和48年3月 京都大学法学部卒業、 同年4月 郵政省入省
昭和57年～62年 郵政大臣官房文書課課長補佐（電気通信事業法立案を担当）
平成2年～7年 内閣法制局参事官
平成11年～14年 郵政省郵務局次長・総務省郵政企画管理局次長（信書便法立案を担当）
平成16年～17年 総務省情報通信政策局長、自治行政局長

著書

信書便法始末記（2010年2月、未公刊）
法令で読み解く新放送制度（2013年3月、第一法規）
電気通信事業法の歴史（2014年2月、未公刊）
放送法の歴史（2015年10月、未公刊）
オーラルヒストリー電気通信事業法（2015年12月、勁草書房、林秀弥氏との共著）
新訂ワークブック法制執務第2版（2018年1月、ぎょうせい、共同執筆）
電波法の歴史（2018年1月、情報通信振興会）

論文

もっと国民注視の中で進めたい 通信・放送の総合的法体系改正（エルネオス174号(2009年)所収）
私の電気通信事業法史（季刊Nextcom vol.23 2015Autumn所収）